みんなの家庭菜園教室（スイカ編）

夏の収穫に向けて、ご家庭でスイカを栽培してみませんか？

日５月26日(日)午前10時～11時30分
場生涯学習推進センター
対市内在住・在勤・在学の方
定申し込み抽選30人
内家庭でできるスイカ栽培の講義、実演
持筆記用具
費200円
講東京農工大学名誉教授・荻原勲（おぎわらいさお）さん
申問 月初 から農業振興課に電話・電申／☎2998-9158
◎手話通訳が必要な方は事前にお知らせください。

ところっこ親子で楽しむ運動あそび

日５月18日(土)午前９時30分～11時
場こどもと福祉の未来館
対おおむね２～６歳児と保護者
定申し込み先着20組（市内在住優先）
持上履き、フェイスタオル１人１枚、飲み物
申問５月13日(月)からこども支援センターに電話・電申／☎2922-2238

マンション管理無料相談（予約制）

日５月23日(木)午後１時15分～４時15分
場市役所１階市民ホール
対市内のマンション管理組合、マンション居住者など
内分譲マンションの修繕、管理費の滞納、騒音、違法駐車など
講マンション管理士
持管理規約、総会資料など
申問 月初 ～５月17日(金)に都市計画課に電話・メール／☎2998-9192 ✉a9192@city.tokorozawa.lg.jp

発達障害児家族のつどい

日５月24日(金)午前10時30分～正午
場こどもと福祉の未来館
対17歳以下の児童の家族
◎会場に直接お越しください。
問松原学園☎2990-3488

暮らしの相談

時間は受付時間です。先着順に受け付けます。

①不動産無料相談会
日５月10日(金)午前10時～午後３時
内不動産の契約、取引、賃貸借など
主催 埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部

②住宅増改築等相談
日５月14日(火)午後１時～３時30分
内住宅リフォーム時の注意点など
主催 埼玉建築士会入間第一支部所沢部会

③人権擁護委員の日・特設人権相談
日５月27日(月)・28日(火)午前10時～午後３時30分
内人権相談、パネル展示
主催 所沢人権擁護委員協議会所沢部会

【共通事項】
場市役所１階市民ホール
問市民相談課☎2998-9092

予約制・弁護士の休日特設相談

平日に相談が難しい方向けの相談です。事前予約が必要です。予約時間に弁護士が電話または対面で相談に応じます。

日５月11日(土)午前９時～正午（最終相談…11時30分～／１人30分）
定申し込み先着６人
内相続や金銭問題、債権債務、損害賠償請求、民事訴訟など

空き家と相続の無料相談会（予約制）

日５月18日(土)午前10時～午後３時45分
場所沢まちづくりセンター
対市内在住の方
定申し込み先着６組
内空き家や相続に関する困りごと
申 月初 ～５月17日(金)にNPO空家・空地管理センター（協定事業者）に電話／☎0120-336-366
問都市計画課☎2998-9192

高齢者囲碁・将棋大会

日７月３日(水)午後０時45時から
場所沢まちづくりセンター
対市内在住で60歳以上の方
定いずれも抽選▼囲碁…64人▼将棋…32人
申問５月27日(月)（必着）までに申込書を〒359-8501市役所１階高齢者支援課に直接・郵送／☎2998-9120
◎申込書は同課、まちづくりセンター、コミュニティセンター、老人福祉センター、老人憩の家、生涯学習推進センター、市HP（🔍高齢者囲碁将棋大会）で入手できます。

行政書士の成年後見無料相談会

日５月７日(火)午前10時～午後４時
場市役所１階市民ホール
◎会場に直接お越しください。
問地域福祉センター☎2922-2115

社会福祉協議会からのお知らせ

◆中級点訳ボランティア養成講習会
日５月28日(火)～12月17日(火)の隔週火曜（全15回）午前10時～正午
対市内在住の18歳以上の方で講習会終了後に点訳ボランティア活動ができる方
定10人程度
申 月初 ～５月17日(金)（必着）

◆中途失聴者や難聴者のための手話講座
日６月６日(木)～令和７年３月６日(木)午後２時～４時（全20回）
対市内在住・在勤の中途失聴者、難聴者
定15人程度
申 月初 ～５月17日(金)（必着）

【共通事項】
場こどもと福祉の未来館
申申込書を同会手話通訳・要約筆記派遣事務所に提出
◎申込書は同会HP、こどもと福祉の未来館内同事務所、市役所１階障害福祉課、まちづくりセンターで入手できます。詳細は同会HPをご覧ください。
問同事務所☎2939-5064 FAX2923-4780

クイズ2

楽しく歩いてポイント貯めよう！
トコトコ健康マイレージアプリがリニューアル

ヒント・４面　応募方法は15面

消費生活 トラブル注意報 53

問消費生活センター☎ 2998-9143

トラブル急増！給湯器点検商法

給湯器の点検と称し契約・工事を行い、トラブルとなった相談が各消費センターなどに多数寄せられています。国民生活センターの発表によれば、令和５年度は前年同期の約３倍の相談件数となっています。また相談者の約７割が70歳以上であり、特に高齢者が契約当事者になる場合、注意が必要です。

事例１　電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器への交換を迫る。
事例２　電話口等で「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽り、高額な契約を勧める。

今月のトラブル川柳

その点検　確かな業者？
まず点検

ここにご用心！

- 給湯器などの点検勧誘を受けた場合、即断せず家族や信頼できる知り合いなどに相談しましょう。
- 自治体やガス供給会社が、特定の給湯器点検業者を紹介・推奨することはありません。
- 一人で悩まず消費生活センターなど専門機関へ相談を。

消費生活センター

場市役所1階消費生活センター
相談専用
☎2998-9204
受付時間
月～金曜午前10時～11時30分、午後1時～4時（祝休日、年末年始除く）